

## 世界遺産条約履行のための作業指針 抜粋

- .B 世界遺産条約（4～9）
- .A 世界遺産の定義（45～53）
- .C 暫定リスト（62～69）
- .D 顕著な普遍的価値の評価基準（77～78）
- .E 完全性（87～95）
- .F 保護管理（96～119）

### I.B 世界遺産条約

- 4.文化遺産及び自然遺産は、一国にとどまらず人類全体にとって、貴重なかけがえのない財産である。これら価値ある財産がその一部でも損壊や滅失によって失われることになれば、世界のすべての人々にとって遺産が損なわれることとなる。遺産を構成する個々の資産は、特別に秀でたその性質ゆえに「顕著な普遍的価値」を持つと考えられ、増大しつづける脅威、種々の危機から保護すべく特別な対策を施すに値するものである。
- 5.世界の遺産の適切な認定、保護、保全、公開を出来る限り担保するため、ユネスコ加盟国は1972年に世界遺産条約を採択した。同条約には、「世界遺産委員会」及び「世界遺産基金」の設立が盛り込まれており、委員会、基金共に1976年から活動を行っている。
- 6.1972年に条約が採択された後、国際社会は「持続可能な開発」という概念を採択した。自然遺産及び文化遺産を保護、保全することは、持続可能な開発に大いに資するものである。
- 7.条約の目的は、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を認定し、保護、保全、公開するとともに、将来の世代に伝えていくことである。
- 8.個々の資産が有する顕著な普遍的価値を評価することと共に、締約国が世界遺産一覧表登録資産の保護管理を進めていく上での指針を閉めることを目的として、世界遺産一覧表へ資産を登録するための基準及び条件のとりまとめが行われた。
- 9.世界遺産一覧表に登録されたある資産が重大かつ明確な危険に脅かされている場合には、委員会は当該資産を危険にさらされている世界遺産一覧表に掲載することを検討する。当該資産を世界遺産一覧表に登録する根拠となった顕著な普遍的価値が破壊されたときは、委員会は世界遺産登録一覧表からの登録抹消を検討する。

## II.A 世界遺産の定義

### 文化遺産及び自然遺産

45. 文化遺産及び自然遺産とは世界遺産条約第一条及び第二条に定義される資産をいう。

#### 第一条

この条約の適用上、「文化遺産」とは、次のものをいう。

記念物 建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居ならびにこれらの物件の組み合わせであって、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

建造物群 独立した建造物の群又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

遺跡 人間の作品、自然と人間との共同作品及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの

#### 第二条

この条約の適用上、「自然遺産」とは、次のものをいう。

物理的な生成物、生物の生成物又はそれらの群から成る自然物であって、鑑賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

地質学的、地形学的形成物及び絶滅のおそれのある動植物種の生息地を構成する区域が明確な地域であって、学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有するもの

自然地及び区域が明確な自然の地域であって、学術上、保全上、又は自然美において顕著な普遍的価値を有するもの

### 複合遺産

46. 条約の第1条、第2条に規定されている文化遺産及び自然遺産の定義（の一部）の両方を満たす場合は、「複合遺産」とみなす。

### 文化的景観

47. 文化的景観は、文化的資産であって、条約第1条のいう「自然と人間との共同作品」に相当するものである。人間社会又は人間の居住地が、自然環境による物理的制約のなかで、社会的、経済的、文化的な内外の力に継続的に影響されながら、どのような進化をたどってきたのかを例証するものである。

### 動産遺産

48. 現在不動産の遺産であっても、将来動産となる可能性があるものの登録推薦は検討対象としない。

### 顕著な普遍的価値

49. 顕著な普遍的価値とは、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値を意味する。従って、

そのような遺産を恒久的に保護することは国際社会全体にとって最高水準の重要性を有する。委員会は、世界遺産一覧表に資産を登録するための基準の定義を行う。

- 5 0 .締約国は、「顕著な普遍的価値」を有すると考えられる文化的資産及び/又は自然資産について、世界遺産一覧表への登録推薦書を提出するよう求められる。
- 5 1 .世界遺産一覧表に資産を登録する場合は、委員会は「顕著な普遍的価値の宣言」を採択する(第 154 段落参照)。同宣言は、当該資産の保護管理を効果的に進めていくにあたっての根拠を示すものとなる。
- 5 2 .条約は、重大な価値を有する資産のすべてを保護することをめざすものではなく、国際的な見地からみて最も顕著な価値を有する資産を選定し、それらを保護するものである。国家的に重要な資産や地域において価値を有する資産が自動的に世界遺産一覧表に登録されるものではない。
- 5 3 .委員会に提出された登録推薦書は、当該遺産の保存に対して締約国がその力の及ぶ範囲で完全にコミットすることを示さなければならない。このことは、資産及びその顕著な普遍的価値を保護することを目的とした適切な、政策上、法的、科学的、技術的、行政的、税制的措置の採用又は提案により示されなければならない。

## 11.C 暫定リスト

### 手続き及び書式

- 6 2 .暫定リストとは、各締約国が世界遺産一覧表へ登録することがふさわしいと考える、自国の領域内に存在する資産の目録である。従って、締約国は各自の暫定リストに、顕著な普遍的価値を有する文化遺産又は自然遺産であると考えており、将来登録推薦を行う意思のある資産の名称を示す必要がある。
- 6 3 .締約国の暫定リストにすでに記載されていない資産の世界遺産一覧表への登録推薦は検討に付されない。
- 6 4 .締約国は、遺産管理者、地方自治体、地域のコミュニティー、NGO、その他の利害関係者、協力者を含む幅広い関係者の参加を得て、暫定リストの作成を行うことが推奨される。
- 6 5 .締約国は、出来れば少なくとも登録推薦を行う 1 年前までに、事務局に暫定リストを提出すること。又、締約国は、少なくとも 10 年ごとに自国の暫定リストの見直しを行い再提出することが望ましい。
- 6 6 .締約国は、付属資料 2 の標準書式を使用して英語またはフランス語で暫定リストを作成し、提出すること。同リストには、資産の名称、地理的な位置、資産の簡単な説明、顕著な普遍

的価値の根拠を記載すること。

6 7. 締約国は、完成した暫定リストにしかるべく署名をし、原本を次の宛先に提出すること。

**UNESCO World Heritage Centre**

7, place de Fontenoy

75352 Paris 07 SP

France

Tel: +33 (0) 1 4568 1136

E-mail: wh-tentativelists@unesco.org

6 8. 提供されてた情報に欠落がなければ、暫定リストは事務局に登録され、関係諮問機関に伝達される。又、すべての国の暫定リストの要約が毎年作成され、委員会に提示される。事務局は、関係締約国と協議し、記録の更新を行う。特に、世界遺産一覧表へ登録が完了した資産及び推薦されたが世界遺産への登録が認められなかった資産の暫定リストからの削除を行う。

6 9. 締約国の暫定リストは次のウェブサイト公開されている。

<http://whc.unesco.org/en/tentativelists> (英語・仏語)

#### II.D 顕著な普遍的価値の評価基準

7 7. 本委員会は、ある資産が以下の基準(の一以上)を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値(段落 49-53 を参照)を有するものとみなす。

- (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
- (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値感の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
- (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。
- (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
- (v) あるひとつの文化(または複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本、又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。(特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの)
- (vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。
- (vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
- (viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代

表する顕著な見本である。

- (ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
- (x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

78. 顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産が完全性及び/又は真正性の条件についても満している必要がある。又、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならない。

## II.E 完全性及び/又は真正性

### 完全性

87. 世界遺産一覧表に登録推薦される資産は全て、完全性の条件を満たすことが求められる。

88. 完全性は、自然遺産及び/又は文化遺産とそれらの特質のすべてが無傷で包含されている度合いを測るためのものさしである。従って、完全性の条件を調べるためには、当該資産が以下の条件をどの程度満たしているかを評価する必要がある。

- a) 顕著な普遍的価値が発揮されるのに必要な要素がすべて含まれているか。
- b) 当該資産の重要性を示す特徴を不足なく代表するために適切な大きさが確保されているか。
- c) 開発及び/又は管理放棄による負の影響を受けているか。

以上について、完全性の宣言において説明を行うこと。

89. 登録価値基準(i)から(vi)までに基づいて登録推薦される資産は、資産の物理的構造及び/又は重大な特徴が良好な状態であり、劣化の進行による影響がコントロールされていること。また、資産が有する価値の総体を現すのに必要な要素が、相当の割合包含されていること。文化的景観及び歴史的町並みその他の生きた資産については、これらの独自性を特徴づけているや動的な機能が維持されていること。

90. 登録価値基準(vii)から(x)までに基づいて登録推薦される資産は、全て、生物物理学的な過程及び地形上の特徴が比較的無傷であること。しかしながら、いかなる場所も完全な原生地域ではなく、自然地域は全て動的なものであり、ある程度人間との関わりが介在することが知られている。伝統的社会や地域のコミュニティーを含めて、人間活動はしばしば自然地域内で行われる。そのような活動も、生態学的に持続可能なものであれば、当該地域の顕著な普遍的価値と両立し得る。

91. 以上に加えて、登録価値基準(vii)から(x)に基づいて登録推薦される資産は、各基準毎に完全性の条件が定義されている。

- 9 2.登録価値基準(vii)に基づいて登録推薦される資産は、顕著な普遍的価値を有すると同時に、資産の美しさを維持するために不可欠な範囲を包含していること。例えば、滝を中心とする風景の場合、資産の美的価値に一体的に結びついた隣接集水域及び下流域を包含していれば、完全性の条件を満たす可能性がある。
- 9 3.登録価値基準(viii)に基づいて登録推薦される資産は、関連する自然科学的關係において相互に関連し依存した鍵となる要素の全て又は大部分を包含していること。例えば、「氷河時代」の地域であれば、雪原、氷河そのもの及び氷食形状、堆積、棲みつきのサンプル（例えば、条線、モレーン、植物遷移の初期段階等）を包含していれば、完全性の条件を満たす可能性がある。また、火山の場合は、溶岩起源鉱物の完全な変形シリーズが残っており、噴出岩の種類や噴火の種類全て又は大部分が代表されていれば、完全性の条件を満たす可能性がある。
- 9 4.登録価値基準(ix)に基づいて登録推薦される資産は、生態系及びそこに含まれる生物多様性を長期的に保全するために不可欠なプロセスの鍵となる側面を現すために十分な大きさを持ち、必要な要素を包含すること。例えば、熱帯雨林地域は、ある程度の標高変化、地形・土壌型の変化があり、パッチの系及びパッチの自然再生が見られれば、完全性の条件を満たす可能性がある。同様に、サンゴ礁であれば、例えば、海草やマングローブ、又はサンゴ礁への栄養塩や堆積物の流入を制御するその他近隣生態系を包含すれば、完全性の条件を満たす可能性がある。
- 9 5.登録価値基準(x)に基づいて登録推薦される資産は、生物多様性の保全にとって最も重要な存在であること。生物学的に見て、最も多様性・代表性の高い資産のみがこの基準を満たし得ると考えられる。関係する生物地理区、生態系の特徴を示す動植物相の多様性を最大限維持するための生息環境を包含していることが求められる。例えば、熱帯サバンナの場合であれば、共進化した草食動物と植物の組み合わせが完全に残っていれば、完全性を満たす可能性がある。また、島嶼生態系の場合であれば、固有の生物相を維持するための生息環境を包含すべきである。広い生息域をもつ種を含む場合は、当該種の生存可能個体群サイズを確保するために不可欠な生息環境を包含するのに十分な大きさを確保すべきである。さらに、渡りの習性をもつ生物種を含む地域の場合は、繁殖地、営巣地、判明している渡りのルートが適切に保護されていることが求められる。

## II.F 保護管理

- 9 6.世界遺産資産の保護管理にあたっては、顕著な普遍的価値及び完全性及び/又は真正性の登録時の状態が、将来にわたって維持、強化されるように担保すること。
- 9 7.世界遺産一覧表に登録されているすべての資産は、適切な長期的立法措置、規制措置、制度的措置、及び/又は伝統的手法により確実な保護管理が担保されていなければならない。その際、適切な保護範囲（境界）の設定を行うべきである。締約国は、登録推薦資産について

も、同様に、国、地域、市町村の各段階における適切な保護対策及び/又は伝統的手法による適切な保護対策を具体的に示すことが求められる。従って、締約国は、当該資産を保護するためにどのような措置が実施されているかについて分かりやすく解説した説明文を登録推薦書に添付すること。

#### 立法措置、規制措置、契約による保護措置

9 8. 資産の存続を保証し、顕著な普遍的価値及び完全性及び/又は真正性に影響を及ぼす可能性のある開発等から資産を保護するための立法措置、規制措置を国及び地方レベルで整備することが求められる。また、締約国は、それらの施策を十分かつ効果的に実施する必要がある。

#### 効果的な保護のための境界線の設定

9 9. 境界線を明確に設定することは、登録推薦資産を効果的に保護するための不可欠な要件である。境界線の設定は、資産の顕著な普遍的価値及び完全性及び/又は真正性が十分に表現されることを保証するように行われなければならない。

1 0 0. 登録基準(i)から(vi)に基づいて登録推薦される資産の場合は、資産の顕著な普遍的価値を直接的かつ具体的に表現しているすべての領域、属性を包含するとともに、将来の調査次第でそれらの理解を深めることに寄与する潜在的可能性を有する地域もあわせて含むように境界を設定すること。

1 0 1. 登録基準(vii)から(x)に基づいて登録推薦される資産の場合は、世界遺産一覧表登録の根拠となる生息域、種、(生物学的、地質学的)過程又は現象を成立させる空間的要件を反映した境界を設定すること。推薦範囲外の浸食の人間活動や資源利用の直接的影響から資産の遺産価値を保護するために、顕著な普遍的価値を持つ範囲に直接的に隣接する地域について十分な範囲を含むようにすること。

1 0 2. 登録推薦資産の境界は、自然公園、自然保護区(リザーブ)、生物圏保護区(バイオスフィアリザーブ)、歴史的保護地区など、既存または計画中の保護区と重なる場合がある。これら既存の保護区内には管理水準の異なる複数のゾーンが設定されていることがあるが、必ずしも全てのゾーンが登録のための基準を満たすとは限らない。

#### 緩衝地帯

1 0 3. 資産を適切に保全するために必要な場合は、適切に緩衝地帯(バッファゾーン)を設定すること。

1 0 4. 緩衝地帯は、推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。推薦資産の直接のセッティング、重要な景色やその他資産の保護を支える重要な機能をもつ地域又は特性が含まれるべきである。緩衝地帯を成す範囲は、個々に適切なメカニズムによって決定されるべきである。登録推薦の際には、緩衝地帯の大きさ、特性及び

緩衝地帯で許可される用途についての詳細及び資産と緩衝地帯の正確な境界を示す地図を提出すること。

1 0 5 .設定された緩衝地帯が、当該資産をどのように保護するのかについての分かりやすい説明もあわせて示すこと。

1 0 6 .緩衝地帯を設定しない場合は、緩衝地帯を必要としない理由を登録推薦書に明示すること。

1 0 7 .通常、緩衝地帯は登録推薦資産とは別であるが、資産が世界遺産一覧表へ登録された後に緩衝地帯を変更する場合は、世界遺産委員会の承認を得ること。

### 管理体制

1 0 8 .各登録推薦資産には、資産の顕著な普遍的価値をどのように保全すべきか（参加型手法を用いることが望ましい）について明示した適切な管理計画の策定又は管理体制の設置を行うこと。

1 0 9 .管理体制の目的は、登録推薦資産の現在及び将来に渡る効果的な保護を担保することである。

1 1 0 .どのような管理体制が効果的かは、登録推薦資産のタイプ、特性、ニーズや当該資産が置かれた文化、自然面での文脈によっても異なる。管理体制の形は、文化的視点、資源量その他の要因によって、様々な形をとり得る。伝統的手法、既存の都市計画・地域計画手法やその他の計画手法が使われることが考えられる。

1 1 1 .上記の多様性を認識したうえで、効果的な管理体制に共通する要素として、以下のものが挙げられる。

- a) すべての関係者が資産についての理解を十二分に共有していること。
- b) 計画、実行、モニタリング、評価、フィードバックのサイクル。
- c) パートナーと関係者が参加していること。
- d) 必要な（人的、財政的）資源が割り当てられていること。
- e) キャパシティビルディング。
- f) 管理体制の運営に関するアカウンタビリティと透明性。

1 1 2 .効果的な管理には、登録推薦資産の保護、保全、及び公開に関して、長期的取組み/日常的活動のサイクルがある。

1 1 3 .さらに、条約の履行という観点から、世界遺産委員会はリアクティブモニタリング（第 IV 章参照）及び定期的報告（第 V 章参照）の手続きを設定している。

1 1 4 .「連続性のある資産」については、個々の構成要素の管理を連携して行うための管理体制・



メカニズムが不可欠であり、登録推薦書に明記することが求められる(第137-139段落参照)。

115. 世界遺産委員会に資産を登録推薦した時点では、管理計画又はその他の管理体制が整備されていない場合も考えられる。その場合、当該締約国は、いつ管理計画・体制が整備されるのか、どのようにして新しい管理計画・体制の整備及び実施に必要な(人的、財政的)資源を確保するのかについて示すことが求められる。あわせて、管理計画が完成するまでの間についての管理方針を示す文書(作業計画等)を提出すること。
116. 登録推薦資産の本来の特質が、人為的行為に脅かされていながら、なお登録基準及び第78段落から第95段落に既定されている真正性または完全性の条件を満たしている場合は、必要な是正措置について示したアクションプランを登録推薦ファイルとともに提出することが求められる。締約国が提出した是正措置が、締約国により提示された期限内に実施されない場合は、委員会で採択される手順に基づき、委員会は資産をリストから削除することを検討する(第IV章C参照)。
117. 締結国には、世界遺産資産のための効果的な管理活動を効果的に実施する責任がある。締約国は、資産の管理者、管理権限を持つ機関その他のパートナー、及び資産管理関係者との緊密な連携を図ること。
118. 締約国が世界遺産管理計画及びトレーニングストラテジー中にリスク対策の項目を含めることを、委員会は推奨する。

#### 持続可能な利用

119. 世界遺産資産は、生物学的、文化的に持続可能な様々な利用と両立し得る。締約国とパートナーは、そのような持続可能な利用が資産の顕著な普遍的価値や完全性/真正性を損なうことがないように努めなければならない。さらに、いかなる利用も生物学的、文化的に持続可能であることが求められる。但し、なかには人間による利用が適切ではない資産も存在する。